

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成28年6月1日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 届出者名

DCMホームック株式会社 代表取締役 石黒 靖規
株式会社マイヤ 代表取締役 米谷 春夫

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMホームック気仙沼店・マイヤ気仙沼北店
気仙沼市東八幡前89番地1 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

DCMホームック株式会社 代表取締役 石黒 靖規
北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号
株式会社マイヤ 代表取締役 米谷 春夫
岩手県大船渡市盛町字木町14番地5

4 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
DCMホームック気仙沼店 気仙沼市東八幡前89番地1 外	DCMホームック気仙沼店・マイヤ気仙沼北店 気仙沼市東八幡前89番地1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
DCMホームック株式会社 代表取締役 石黒 靖規 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号	DCMホームック株式会社 代表取締役 石黒 靖規 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号
	株式会社マイヤ 代表取締役 米谷 春夫 岩手県大船渡市盛町字木町14番地5

- 5 変更の年月日
平成28年5月19日
- 6 届出年月日
平成28年5月19日
- 7 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，気仙沼地方県政情報コーナー，及び気仙沼市役所
- 8 縦覧期間
平成28年6月1日から平成28年10月3日まで（ただし，閉庁日を除く。）
- 9 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部商工金融課
- 10 意見書提出に関する注意事項
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。